祭りや縁日などで露店等を開設し対象火 気器具等を使用する場合

「消防署への届出」と「消火器の準備」

が必要です。

●祭りや縁日などとは

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しのことです。

※<u>保育園、幼稚園、小学校、自治会などが開催する催しで特定の人のみが参加する催し</u> は含まれません。

●露店等とは

露店、屋台その他これらに類する店舗で、物品等を販売又は提供するものです。

●対象火気器具等とは

気体、液体、固体燃料を使用する火気器具及び電気を熱源とする器具です。 (ガスコンロ、オーブン、炭を燃料にする調理具、発電機など)

消防署への届出

「露店等の開設届出書」を最寄りの 消防署へあらかじめ提出してください。露店等の開設場所及び消火器の 設置場所に係る略図の添付をお願い します。

消火器の準備

気体、液体、固体燃料を使用する 火気器具及び電気を熱源とする 器具を使用する場合は**消火器の** 設置が必要です。

*消防署への届出は露店等を開設する方が提出してください。ただし主催者が一括して 提出することもできます。

露店等の開設届出書が必要な催しかどうかなどは最寄りの消防署 まで問い合わせください。

北上地区消防組合北上消防署予防係		0197-65-5173
	北上消防署和賀分署	0197-73-5852
	北上消防署大堤分署	0197-67-4981
	北上消防署村崎野分署	0197-62-5119
北上地区消防組合西和賀消防署		0197-62-5350

イベント会場などで火気使用器具等をお使いになるみなさまへ

平成 25 年8月 15 日に京都府福知山市の花火大会で露店から発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、平成26年4月に北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正し、不特定多数の人が集まる催しで露店等を開設し、対象火気器具等を使用する場合は、あらかじめ「露店等の開設届出書」を消防署に提出し、さらに「消火器の準備」が必要となりました。

また、特に規模の大きい催しは指定催しに指定され、主催者による「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」の提出が必要となりました。

露店等の開設届出のフローチャート

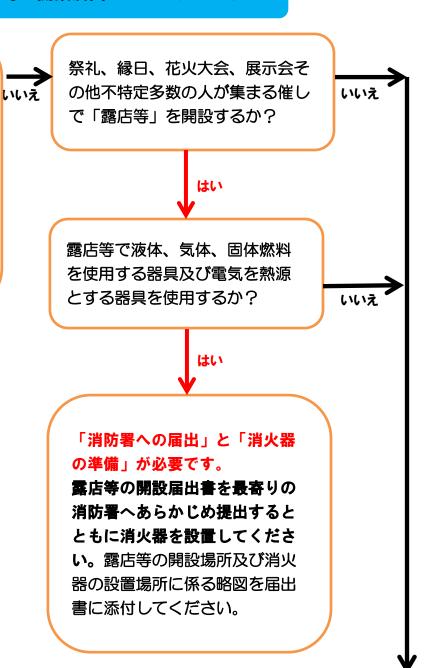
北上地区消防組合では以下の催しを「<u>指定催し</u>」として指定しています。いずれかに該当するか?

- ・<u>集客数が5万人を超えると</u> 見込まれる花火大会
- <u>露店等の出店数が 50 店舗</u> を超える規模の催し
- 1日の集客数が10万人を 超える催し

はい

「指定催し」に該当

主催者は催し開催の14日前までに、火災予防上必要な業務に関する計画提出書(計画内容については消防署に問い合わせください)を提出するとともに、露店等の開設届出書を最寄りの消防署にあらかじめ提出してください。



該当しないため、届出等の必要なし